

○総務省令第九十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月三十日

総務大臣 樽床 伸二

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第五号中(14)を(15)とし、(5)から(13)までを(6)から(14)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 設備規則第四十九条の二十三の二に規定する技術基準

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条の二十三」の下に「・第四十九条の二十三の二」を加える。

第十四条の二第一項中「を行う携帯移動地球局」の下に「、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局」を加える。

第二十四条第二十八項中「インマルサット携帯移動地球局の」の下に「インマルサットB G A N型のうち主として航空機に搭載される受信装置及び」を加え、同条に次の一項を加える。

29 第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

第四十九条の二十三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備）」を付し、第四章第四節の二十中同条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二十三の二 対地静止衛星に開設する人工衛星局（インマルサット人工衛星局を除く。）の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六二六・五㎓から一、六六〇・五㎓までの周波数の電波を送信し、一、五二五㎓から一、五五九㎓までの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ 携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ロ 携帯移動地球局が通話のために使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

## 二 送信装置の条件

イ 変調方式は、四相位相変調、一六値振幅位相変調又は三二値振幅位相変調であること。

ロ 送信速度は、次のいずれかの値であること。

每秒四六、八〇〇ビット、每秒一八七、二〇〇ビット、每秒二三四、〇〇〇ビット、每秒四六八、〇〇〇ビット又は每秒五八五、〇〇〇ビット

## 三 受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二四デシベル以上であること。

四 送信又は受信する電波の偏波は、左旋円偏波であること。

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の二十四第七項第一号ロ中「、毎秒一八七、二〇〇ビット、毎秒二三四、〇〇〇ビット」を削り、同項第二号中「一八・五デシベル」を「二〇デシベル」に改め、同項第三号中「空中線の条件」の下に「（主として航空機に搭載される無線設備を除く。）」を加える。

別表第一号注32(5)中「1,660Hz」を「150Hz」に改める。

別表第二号第5の7を次のように改める。

#### 7 イソマルサットB G A N型の無線設備

- (1) 変調信号の送信速度が毎秒33,600ビットのものであつて、位相変調のもの 21k Hz
- (2) 変調信号の送信速度が毎秒67,200ビットのものであつて、位相変調のもの 42k Hz
- (3) 変調信号の送信速度が毎秒134,400ビットのものであつて、次に掲げる変調方式のもの
  - ア 一六値直交振幅変調 42k Hz
  - イ 位相変調 84k Hz
- (4) 変調信号の送信速度が毎秒268,800ビットのものであつて、一六値直交振幅変調のもの 84k

Hz

- (5) 変調信号の送信速度が毎秒302,400ビットのものであって、位相変調のもの 189 kHz
- (6) 変調信号の送信速度が毎秒604,800ビットのものであって、一六値直交振幅変調のもの 189 kHz

H z

別表第二号に次のように加える。

第64 第49条の23の2に規定する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第

4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) チャネル間隔が31.25 kHzのもの 31.25 kHz
- (2) チャネル間隔が62.5 kHzのもの 62.5 kHz
- (3) チャネル間隔が125 kHzのもの 125 kHz
- (4) チャネル間隔が156.25 kHzのもの 156.25 kHz

別表第三号36(6)を次のように改める。

- (6) インサルスアット携帯移動地球局のインサルスアットB G A N型の送信設備  
ア 主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備

変調時におけるスプリアス発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より 60 d B 低い値とする。

イ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が 15 d B W 以下の無線設備  
 不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の 300 k H z 幅の等価等方輻射電力が (一) 38 d B W 以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
230MH z 以下	任意の 120 k H z 幅における尖頭電力が (一) 84.8 d B W 以下
230MH z を超え 1,000MH z 以下	任意の 120 k H z 幅における尖頭電力が (一) 77.8 d B W 以下
1,000MH z を超え 1,559MH z 以下	任意の 1 MH z 幅における平均電力が (一) 61 d B W 以下
1,559MH z を超え 1,605MH z 以下	任意の 1 MH z 幅における平均電力が (一) 70 d B W 以下

1,605MHz を超え1,612.5MHz 以下	任意の1MHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-70 + 23 / 15 (f - 1605) \text{ dBW}$
1,612.5MHz を超え1,616.5MHz 以下	任意の1MHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-55 + 5 / 4 (f - 1612.5) \text{ dBW}$
1,616.5MHz を超え1,621.5MHz 以下	任意の1MHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-50 + 4 / 5 (f - 1616.5) \text{ dBW}$
1,621.5MHz を超え1,624.5MHz 以下	任意の30kHz 幅における平均電力が (一) 60dBW 以下
1,624.5MHz を超え1,625MHz 以下	任意の30kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下

		$-60 + 5 (f - 1624.5)$ d B W
1, 625MHz を超え1, 625. 125 MHz 以下	任意の30 k Hz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下	$-57.5 + 12 / 5 (f - 1625)$ d B W
1, 625. 125MHz を超え1, 625. 8MHz 以下	任意の30 k Hz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下	$-57.2 + 32 / 3 (f - 1625.125)$ d B W
1, 625. 8MHz を超え1, 626MHz 以下	任意の30 k Hz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下	$-50 + 15 (f - 1625.8)$ d B W
1, 626MHz を超え1, 626. 2MHz 以下	任意の30 k Hz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下	$-47 + 35 (f - 1626)$ d B W

<p>1,626.2MHz を超え1,626.5MHz 以下</p>	<p>任意の30kHz 幅における平均電力が (一) 40dBW以下</p>
<p>1,626.5MHz を超え1,662.5MHz 以下</p>	<p>任意の3kHz 幅における平均電力がそれぞれ次の値以下</p> <p>(1) <math>\Delta f</math> が0kHz を超え25kHz 以下の場合は、次の式により求められる値以下</p> $-3/5 \Delta f \text{ dBW}$ <p>(2) <math>\Delta f</math> が25kHz を超え125kHz 以下の場合は、次の式により求められる値以下</p> $-15-7/20 (\Delta f -25) \text{ dBW}$ <p>(3) <math>\Delta f</math> が125kHz を超え425kHz 以下の場合は、(一) 50dBW以下</p> <p>(4) <math>\Delta f</math> が425kHz を超え1,500kHz 以下の場合は、次の式により求められる値以下</p>

	<p>—50—3/215 (<math>\Delta f</math>—425) d B W</p> <p>(5) <math>\Delta f</math> が1,500 k H z を超え36,000 k H z 以下の場合は、  (一) 65 d B W以下</p>
1,662.5MH z を超え1,665.5 MH z 以下	任意の30 k H z 幅における平均電力が (一) 60 d B W以下
1,665.5MH z を超え1,670.5 MH z 以下	任意の100 k H z 幅における平均電力が (一) 60 d B W以下
1,670.5MH z を超え1,680.5 MH z 以下	任意の300 k H z 幅における平均電力が (一) 60 d B W以下
1,680.5MH z を超え1,690.5 MH z 以下	任意の1 MH z 幅における平均電力が (一) 60 d B W以下
1,690.5MH z を超え12.75G H z 以下	任意の3 MH z 幅における平均電力が (一) 60 d B W以下

注 1  $f$  は、MHz を単位とする周波数とする。

注 2  $\Delta f$  は、kHz を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの離調周波数とする。

- (1) 占有周波数帯幅の許容値が21 kHz の場合  
搬送波の中心周波数 $\pm 11.25$  kHz
- (2) 占有周波数帯幅の許容値が42 kHz の場合  
搬送波の中心周波数 $\pm 22.5$  kHz
- (3) 占有周波数帯幅の許容値が84 kHz の場合  
搬送波の中心周波数 $\pm 45$  kHz
- (4) 占有周波数帯幅の許容値が189 kHz の場合  
搬送波の中心周波数 $\pm 100$  kHz

ウ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価方輻射電力が15 dBWを超える無線設備

不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次の表のとおりとする。ただし、高調波発射の強度の許容値は、任意の300 kHz幅の等価等方輻射電力が(一) 38 dBW以下である値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
230MHz z 以下	任意の120 kHz幅における尖頭電力が(一) 84.8 dBW以下
230MHz z を超え1,000MHz z 以下	任意の120 kHz幅における尖頭電力が(一) 77.8 dBW以下
1,000MHz z を超え1,559MHz z 以下	任意の1 MHz幅における平均電力が(一) 61 dBW以下
1,559MHz z を超え1,605MHz z 以下	任意の1 MHz幅における平均電力が(一) 70 dBW以下
1,605MHz z を超え1,610MHz z 以下	任意の1 MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-70 + 24/5 (f - 1605) \text{ dBW}$

1,610MHz を超え1,621.5MHz 以下	任意の 1 MHz 幅における平均電力が (一) 46 dBW 以下
1,621.5MHz を超え1,624.5MHz 以下	任意の 1 MHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下
1,624.5MHz を超え1,625MHz 以下	任意の 30 kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下
1,625MHz を超え1,625.125MHz 以下	任意の 30 kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下
1,625.125MHz を超え1,625.8MHz 以下	任意の 30 kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下

	$-57.2 + 32/3 (f - 1625.125)$ d B W
1, 625.8 MHz を超え1, 626 MHz 以下	任意の30 kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-50 + 15 (f - 1625.8)$ d B W
1, 626 MHz を超え1, 626.2 MHz 以下	任意の30 kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-47 + 35 (f - 1626)$ d B W
1, 626.2 MHz を超え1, 626.5 MHz 以下	任意の30 kHz 幅における平均電力が (一) 40 d B W 以下
1, 626.5 MHz を超え1, 662.5 MHz 以下	任意の3 kHz 幅における平均電力がそれぞれ次の値以下 (1) $\Delta f$ が0 kHz を超え25 kHz 以下の場合は、次の式により求められる値以下 $5 - 4/5 \Delta f$ d B W

	<p>(2) <math>\Delta f</math> が 25 k Hz を超え 125 k Hz 以下の場合は、次の式により求められる値以下</p> <p>— 15 — ( (35 — <math>\Delta W</math>) / 100 ) ( <math>\Delta f</math> — 25 ) d B W</p> <p>(3) <math>\Delta f</math> が 125 k Hz を超え 425 k Hz 以下の場合は、次の式により求められる値以下</p> <p>— 50 + <math>\Delta W</math> d B W</p> <p>(4) <math>\Delta f</math> が 425 k Hz を超え 1, 500 k Hz 以下の場合は、次の式により求められる値以下</p> <p>— 50 + <math>\Delta W</math> — ( (10 + <math>\Delta W</math>) / 1075 ) ( <math>\Delta f</math> — 425 ) d B W</p> <p>(5) <math>\Delta f</math> が 1, 500 k Hz を超え 36, 000 k Hz 以下の場合は、( — ) 60 d B W 以下</p>
<p>1, 662. 5 MHz を超え 1, 690 MHz 以下</p>	<p>任意の 1 MHz 幅における平均電力が ( — ) 36 d B W 以下</p>

1, 690MHz を超え3, 400MHz 以下	任意の 1 MHz 幅における平均電力が (一) 61 dBW 以下
z 以下	
3, 400MHz を超え10. 7GHz 以下	任意の 1 MHz 幅における平均電力が (一) 55 dBW 以下
z 以下	
10. 7GHz を超え12. 75GHz 以下	任意の 1 MHz 幅における平均電力が (一) 49 dBW 以下
z 以下	

注 1 f は、MHz を単位とする周波数とする。

注 2  $\Delta f$  は、kHz を単位とする占有周波数帯幅の許容値に応じた次に定める周波数からの  
離調周波数とする。

- (1) 占有周波数帯幅の許容値が21kHz の場合  
搬送波の中心周波数 $\pm 11. 25$ kHz
- (2) 占有周波数帯幅の許容値が42kHz の場合  
搬送波の中心周波数 $\pm 22. 5$ kHz

(3) 占有周波数帯幅の許容値が84k Hz の場合  
搬送波の中心周波数±45k Hz

(4) 占有周波数帯幅の許容値が189k Hz の場合  
搬送波の中心周波数±100k Hz

注3 ΔWは、dBWを単位とする最大等価平方輻射電力から15dBを減じた値とする。  
別表第三号41中「及び40」を「、40及び55」と改め、回表55中「54まで」を「55まで」と改め、回表55を同表56とし、回表55の次に次のように加える。

55 第49条の23の2に規定する携帯移動地球局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 最大等価平方輻射電力が15dBW以下の送信設備

ア 不要発射（高調波発射を除く。）の等価平方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1,000MHz 以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が(ー)66dB

	W 以下
1, 000MHz を超え 1, 559MHz 以下	任意の 1MHz 幅における平均電力が (ー) 61dB
1, 559MHz を超え 1, 605MHz 以下	任意の 1MHz 幅における平均電力が (ー) 70dB
1, 605MHz を超え 1, 612.5MHz 以下	任意の 1MHz 幅における平均電力が次の式により 求められる値以下 $-70 + 23 / 15 (f - 1605)$ dBW
1, 612.5MHz を超え 1, 616.5MHz 以下	任意の 1MHz 幅における平均電力が次の式により 求められる値以下 $-55 + 5 / 4 (f - 1612.5)$ dBW
1, 616.5MHz を超え 1, 621.5MHz 以下	任意の 1MHz 幅における平均電力が次の式により 求められる値以下

	$-50 + 4 / 5 ( f - 1616.5 )$ d B W
1, 621.5MHz を超え1, 624.5MHz 以下	任意の30kHz幅における平均電力が(一)60dB W以下
1, 624.5MHz を超え1, 625MHz 以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により 求められる値以下 $-60 + 5 ( f - 1624.5 )$ d B W
1, 625MHz を超え1, 62 5.125MHz 以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により 求められる値以下 $-57.5 + 12 / 5 ( f - 1625 )$ d B W
1, 625.125MHz を超え 1, 625.8MHz 以下	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により 求められる値以下 $-57.2 + 32 / 3 ( f - 1625.125 )$ d B W
1, 625.8MHz を超え1,	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により

626MHz 以下	求められる値以下 $-50 + 15 (f - 1625.8)$ dBW
1, 626MHz を超え1, 626.2MHz 以下	任意の30kHz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-47 + 35 (f - 1626)$ dBW
1, 626.2MHz を超え1, 626.5MHz 以下	任意の30kHz 幅における平均電力が(一)40dBW 以下
1, 626.5MHz を超え1, 662.5MHz 以下	任意の3kHz 幅における平均電力がそれぞれ次の値以下 (1) $\Delta f$ が0kHz を超え25kHz 以下の場合には、 次の式により求められる値以下 $-3/5 \Delta f$ dBW (2) $\Delta f$ が25kHz を超え125kHz 以下の場合は

	<p>、次の式により求められる値以下</p> <p><math>-15 - 7 / 20 (\Delta f - 25)</math> dB W</p> <p>(3) <math>\Delta f</math> が 125 kHz を超え 425 kHz 以下の場合は、(一) 50 dB W 以下</p> <p>(4) <math>\Delta f</math> が 425 kHz を超え 1,500 kHz 以下の場合は、次の式により求められる値以下</p> <p><math>-50 - 3 / 215 (\Delta f - 425)</math> dB W</p> <p>(5) <math>\Delta f</math> が 1,500 kHz を超え 36,000 kHz 以下の場合は、(一) 65 dB W 以下</p>
1,662.5MHz を超え 1,665.5MHz 以下	任意の 30 kHz 幅における平均電力が (一) 60 dB W 以下
1,665.5MHz を超え 1,670.5MHz 以下	任意の 100 kHz 幅における平均電力が (一) 60 dB W 以下

1, 670.5MHz を超え1, 680.5MHz 以下	任意の300kHz 幅における平均電力が (ー) 60dB 以下
1, 680.5MHz を超え1, 690.5MHz 以下	任意の1MHz 幅における平均電力が (ー) 60dB 以下
1, 690.5MHz を超え2, 250MHz 以下	任意の3MHz 幅における平均電力が (ー) 60dB 以下
2, 250MHz を超え12.75GHz 以下	任意の3MHz 幅における尖頭電力が (ー) 60dB 以下

注1 f は、MHz を単位とする周波数とする。

注2  $\Delta f$  は、kHz を単位とする占有周波数帯幅の許容値の端からの離調周波数とする。

イ 高調波発射の強度の許容値は、任意の3MHz 幅の等価平方輻射電力が (ー) 38dB 以下である値とする。

(2) 最大等価平方輻射電力が15dBW を超える送信設備

ア 不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
230MHz z 以下	任意の100 k Hz 幅における尖頭電力が (一) 85.6 d B W 以下
230MHz z を超え1,000MHz z 以下	任意の100 k Hz 幅における尖頭電力が (一) 78.6 d B W 以下
1,000MHz z を超え1,559MHz z 以下	任意の100 k Hz 幅における平均電力が (一) 71 d B W 以下
1,559MHz z を超え1,610MHz z 以下	任意の1 MHz z 幅における平均電力が (一) 70 d B W 以下
1,610MHz z を超え1,625.8MHz z 以下	任意の100 k Hz 幅における平均電力が次の式により求められる値以下 $-80 + 34/5 (f - 1605) \text{ d B W}$
1,625.8MHz z を超え1,625.8MHz z 以下	任意の100 k Hz 幅における平均電力が (一) 46 d B W 以下

MH z 以下	<p>任意の 3 k H z 幅における平均電力がそれぞれ次の値以下</p> <p>1, 625. 8MH z を超え1, 661 . 2MH z 以下</p> <p>(1) <math>\Delta f</math> が 0 k H z を超え 10 k H z 以下の場合は、 5 d B W 以下</p> <p>(2) <math>\Delta f</math> が 10 k H z を超え 20 k H z 以下の場合は、 (一) 10 d B W 以下</p> <p>(3) <math>\Delta f</math> が 20 k H z を超え 100 k H z 以下の場合は、 (一) 1 5 d B W 以下</p> <p>(4) <math>\Delta f</math> が 100 k H z を超え 200 k H z 以下の場合は、 (一) 25 d B W 以下</p> <p>(5) <math>\Delta f</math> が 200 k H z を超え 700 k H z 以下の場合は、 (一) 35 d B W 以下</p> <p>(6) <math>\Delta f</math> が 700 k H z を超える場合は、 (一) 45 d B W 以下</p>
---------	---

1, 661. 2MHz を超え1, 690 MHz 以下	任意の100 kHz 幅における平均電力が (一) 46 dBW 以下
1, 690MHz を超え3, 400MHz 以下	任意の100 kHz 幅における平均電力が (一) 71 dBW 以下
3, 400MHz を超え10. 7 GHz 以下	任意の100 kHz 幅における平均電力が (一) 65 dBW 以下
10. 7GHz を超え21. 2GHz 以下	任意の100 kHz 幅における平均電力が (一) 59 dBW 以下
21. 2GHz を超え40GHz 以下	任意の100 kHz 幅における平均電力が (一) 53 dBW 以下

注 1 f は、MHz を単位とする周波数とする。

注 2 Δf は、kHz を単位とする占有周波数帯幅の許容値の端からの離調周波数とする。

イ 高調波発射の強度の許容値は、任意の100kHz 幅の等価等方輻射電力が (一) 38 dBW 以下で

ある値とする。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十八号の二の次に次の一号を加える。

二十八の二の二 設備規則第四十九条の二十三の二においてその無線設備の条件が定められている携帯

移動地球局に使用するための無線設備

号八十二第項一第条二第

号八十二第項一第条二第

号八十二第項一第条二第

注 15 ○	○	○	○	○	備設線無の二の
-----------	---	---	---	---	---------

注 15 ○	○	○	○	○	備設線無の二の
注 15 ○	○	○	○	○	備設線無の二の二の

別表第一号一(3)アの表中

○	○							
---	---	--	--	--	--	--	--	--

を

○	○							
○	○							

に改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--

							注 8 ○	注 8


「

様式第7号の注4の表中

第2条第1項第28号の2に掲げる無線設備	BY
----------------------	----

を

」

「

第2条第1項第28号の2に掲げる無線設備	BY
第2条第1項第28号の2の2に掲げる無線設備	GS

に定める。

」

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許の申請をしているインマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備の条件については、第二条の規定による改正後の設備規則別表第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているインマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。